

飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月12日

提出者	飯塚市議会議員	道祖	満
賛成者	飯塚市議会議員	瀬戸	光
	〃	佐藤	清和

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、飯塚市議会議員の議員報酬を改定するため、本案を提出するものである。

飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例

飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成18年飯塚市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 前号の規定にかかわらず、議員が65歳に達する日の属する月の翌月以降の報酬は、月額400,000円とする。

第7条第1項中「12月1日」の次に「(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」を加え、同条第2項中「期末手当の額は、」の次に「基準日の」を加える。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。

飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例 資料(新旧対照表)

新	旧
<p>(議員報酬の額) 第2条 (略) (1)～(3) (略) <u>(4) 前号の規定にかかわらず、議員が65歳に達する日の属する月の翌月以降の報酬は、月額400,000円とする。</u> (期末手当) 第7条 議員で6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職するものには、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、<u>基準日の議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の130」とあるのは「100分の155」とする。</u> (1)～(4) (略) 附 則 この条例は、令和2年8月1日から施行する。</p>	<p>(議員報酬の額) 第2条 (略) (1)～(3) (略) (期末手当) 第7条 議員で6月1日及び12月1日に在職するものには、それぞれの期間につき、期末手当を支給する。 2 期末手当の額は、議員報酬の月額及びその額に100分の25を乗じて得た額の合計額に、飯塚市職員の給与に関する条例(平成18年飯塚市条例第45号)第26条第2項に規定する一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額に、その者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を支給する。ただし、6月に支給する場合においては、同項中「100分の130」とあるのは「100分の140」と、12月に支給する場合においては、同項中「100分の130」とあるのは「100分の155」とする。 (1)～(4) (略)</p>